

令和8・9年度 測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書について(県外業者)

- 受付期間:令和7年10月1日～令和10年3月31日(土・日・祝祭日を除く)
※変更については随時受付。
- 提出方法:提出方法は持参もしくは郵送での提出となります。(消印有効)
【受領書が必要な方は、返信用封筒(宛名記入・切手貼付)、又は返信用ハガキを同封して下さい】
- 提出先:〒894－3192 鹿児島県大島郡大和村大和浜100番地
大和村役場建設課 TEL(0997)57－2142 FAX(0997)57－2957
- 提出書類(緑色を基準としたA4紙ファイルに綴じて下さい。)

番 号	必 要 書 類	様式	摘 要
1	審査票		申請有無欄にチェックを入れ申請書類とともにご提出ください。
2	測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書	様式①	
3	測量等実績調書	様式②	
1	電算入力票[測量・建設コンサルタント等業務]	票式③	
4	契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届	様式④	
5	委任状	様式⑤	
6	測量業者登録通知書又は登録証明書	写し	測量を申請する者
7	建築士事務所登録通知書又は登録証明書	写し	建築関係建設コンサルタント業務を申請する者
8	不動産鑑定業者登録通知書又は登録証明書	写し	補償関係建設コンサルタント業務(不動産鑑定)を申請する者
9	地質調査登録通知書又は現況報告書	写し	地質調査業務を申請する者
10	補償コンサルタント登録通知書又は現況報告書	写し	補償関係建設コンサルタント業務を申請する者
11	建設コンサルタント登録通知書又は現況報告書	写し	土木関係建設コンサルタント業務を申請する者
12	労災保険料納入証明書	写し	証明先:労働基準監督局・署
13	【県内に営業所がある場合のみ】県税納税証明書(未納がない旨の証明)	原本	①法人又は個人②法人の代表者(県内に住所を有する代表者に限る。)
14	消費税納税証明書(「その3」未納がない旨の証明)	写し	証明先:税務署
15	財務諸表(直前1期分のみで可)	写し	
16	個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書		
17	健康保険加入に関する証明書	写し	健康保険・厚生年金保険は領収済通知書、年金事務所への届出書等の加入がわかる書類を添付
18	厚生年金保険加入に関する証明書	写し	
19	雇用保険加入に関する証明書	写し	雇用保険については、雇用保険料納入証明書等の加入がわかる書類を添付

20	印鑑証明書	原本	法人又は個人業者の原本(入札・契約で20以外の印鑑を使用する場合は、「使用印鑑届」を添付。)
21	誓約書(別記様式(第6条関係))		暴力団排除に関する書類
22	自己及び自社の役員等の名簿		暴力団排除に関する書類
23	【法人】商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	写し	個人事業主:事業主の住民票
24	競争参加願及び共同企業体協定書(経常共同企業体で申請する者のみ)		
25	構成員の一覧表(事業協同組合等で申請する者のみ)		

【記載要領】

- 様式は今回見直しを行い変更しているので、必ず今回示した所定のものを使用すること。(前回の様式等の場合は、受付不可)
- 各種証明書関係は直近3か月以内に発行したものを提出すること。(**「14.県税納税証明書」**は原本、他は写しの提出でも可)
- 様式①の「登録を受けている事業」欄に登録事業等を記載する場合には、添付書類として該当する証明書等を提出すること。(写し)なお、「測量」、「建築関係建設コンサルタント」及び「補償関係コンサルタント(不動産鑑定)」を申請する方は、それぞれ測量法第55条、建築士法第55条、建築士法第23条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を令和7年8月31日までに受けていることが条件となります。
- 労災保険料納入証明書は、ホームページに掲載している様式以外でも、労災保険料に未納がない旨の労働局や労働保険事務組合が証明している証明している証明書(「労働保険料等納入証明書」等の写し)でも可。労災保険料納入証明書が発行されない場合については申請する契約締結営業所に係る①労働保険概算・確定保険料申告書 及び ②②領収書(令和5年度第1期分)(当該保険料の領収がわかるもの)の写しを添付すること(必ず①及び②の両方提出すること。)。なお、本人・家族・夫婦のみで経営しており、労災保険料納入の実績がない場合は、申立書(様式はホームページに掲載のもの)を提出すること。
- 消費税納税証明書(その3)は、消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明を受けること。個人については、「その3の2」、法人については「その3の3」の証明証でも可。
- ア 県内に営業所があり、個人住民税の特別徴収を実施している場合は1にチェックし、営業所のある各市町村から発行される所定の様式で納入した特別徴収に係る領収証書の写しを様式に貼り付けること。
 イ 県内の複数の市町村に営業所がある場合は、従業員の一番多い市町村分の領収証書の写しを貼り付けること。
 ウ 県内に営業所がない場合は2にチェックすること。
 エ 県外の本店が一括して個人住民税を振り込んでいる場合は、市町村から領収証書の送付は行われないのでチェック3に該当となるが、以下の内容全てが確認できる金融機関からの明細書等の添付があれば、市町村の確認印は不要とする。
 ①「個人住民税」又は「地方税」の支払いであることが判る明細書等であること。
 ②概ね3か月以内の納付月であること。
 ③申請者の名称の記載があること。
 ④納付先の市町村の記載があること。
 オ 県内に営業所があるが徴収の対象となる従業員がいない場合は4にチェックし、営業所のある市町村の住民税担当課で確認を受けること。
- 社会保険及び雇用保険の加入がわかる書類については別紙「社会保険・雇用保険への加入について」を参照すること。
- ア ・ 経常共同企業体として申請する場合は、様式①、様式②、様式③、様式④、様式⑤、「誓約書」、「自己及び自社の役員等の名簿」、「商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」、「競争参加願」及び「共同企業体協定書」が必要書類となります。
 ・ 様式①の「測量実績高」、「自己資本金」、「常勤職員数」、「有資格者及び事務職員の数」は、各構成員の合計を記載すること。なお、「営業年数」は代表者に係る年数を記載すること。
 イ 更に各構成員ごとに様式①の2ページ目、様式②及び上記番号7～23の必要な書類を作成・添付すること。なお、様式①の2ページ目については、構成員の名称を明示すること。

5. 注意事項

- ① 提出書類は、番号順に綴じて下さい。
- ② 各種証明書については、提出日3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ③ 申請書類提出後、書類内容に変更があった場合は速やかに変更届を提出して下さい。
- ④ **記入事項及び提出書類に不備があるものは受理できません。**
- ⑤ 提出するファイルの表紙と背表紙には、「令和8・9年度 入札参加資格審査申請書」と会社名を記載して下さい。

6. ファイル作成見本図

